

前回の意見を踏まえた修正箇所について

福祉部会報告書修正箇所について

頁	修正後	修正前（2月5日福祉部会資料）
P 3 3パラ	<ul style="list-style-type: none"> また、今後の高齢化等に伴う福祉ニーズの急増に対応するために必要な人材の確保に当たっては、処遇の改善をより一層進めることが重要である。社会福祉法人がその役割を適切に果たすためには、率先して、職員の処遇改善や労働環境の整備等に取り組むことが期待される。 	(追加)
P 8 3パラ	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人・公益財団法人と同様に、理事の職務執行についてのコンプライアンス（法令遵守等）を確保するための体制整備について、理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人については、その体制整備を義務付けることが必要である。 	(追加)
P 11 1パラ	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が議決機関として位置付けられることに伴い、現行の評議員会が担っている諮問機関としての機能の一部を代替する仕組みとして、各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等が参加する「運営協議会」を開催し、意見を聴く場として位置付けることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させることが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 議決機関として位置付ける評議員会に代わり、地域や利用者の意見を法人運営に反映させる仕組みとして、各法人に地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表からなる「運営協議会」を置き、意見を聴く場として位置付けることが適当である。
P 14 3パラ	<ul style="list-style-type: none"> 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位置付ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位置付ける必要がある。

P21 1パラ	<p>・ 「再投下計画」には、社会福祉法人が実施する社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスへの再投下の内容や事業計画額が計上されるが、計画を検討するに当たっての優先順位については、以下のとおり考えるべきである。</p> <p>①社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であることから、<u>社会福祉事業への投資（施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資等）</u>。社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉事業に関する地域における公益的な取組を含む。）を最優先に検討する。なお、実質的に社会福祉事業と同じ機能を担う、いわゆる小規模事業についても併せて検討する。</p>	<p>・ 「再投下計画」には、社会福祉法人が実施する社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスへの再投下の内容や事業計画額が計上されるが、計画を検討するに当たっての優先順位については、以下のとおり考えるべきである。</p> <p>①社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であることから、<u>社会福祉事業への投資（社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉事業に関する地域における公益的な取組を含む。）</u>を最優先に検討する。なお、実質的に社会福祉事業と同じ機能を担う、いわゆる小規模事業についても併せて検討する。</p>
------------	--	---